

令和5年度認定こども園及び保育所等利用に係る利用者負担額について

■3号認定(保育認定)に係る利用者負担額表

(参考)国基準額

階層区分	児童の保護者の課税状況	利用者負担基準額(月額)				利用者負担基準額(月額)	
		右記以外の世帯(A)		ひとり親・在宅障害児(者)のいる世帯(B)		入所年度初日の満年齢	
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
		0～2歳(3号認定)	0～2歳(3号認定)	0～2歳(3号認定)	0～2歳(3号認定)	0～2歳(3号認定)	0～2歳(3号認定)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	基準額(市町村民税非課税世帯)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層 a	基準額(所得割非課税世帯)	15,000円	14,840円	7,000円	6,920円	19,500円	19,300円
第3階層 b	所得割48,600円未満	17,000円	16,820円	8,000円	7,910円		
第4階層 a	所得割72,800円未満	22,000円	21,700円	9,000円	9,000円	30,000円	29,600円
第4階層 b	所得割97,000円未満	24,000円	23,680円	所得割77,101円未満の世帯			
				9,000円	9,000円		
				所得割77,101円以上の世帯			
		24,000円	23,680円				
第5階層 a	所得割133,000円未満	30,000円	29,590円	30,000円	29,590円	44,500円	43,900円
第5階層 b	所得割169,000円未満	32,000円	31,560円	32,000円	31,560円		
第6階層	所得割301,000円未満	40,000円	39,400円	40,000円	39,400円	61,000円	60,100円
第7階層	所得割397,000円未満	47,000円	46,290円	47,000円	46,290円	80,000円	78,800円
第8階層	所得割397,000円以上	55,000円	54,150円	55,000円	54,150円	104,000円	102,400円

- 課税額は児童の父・母の課税額を合算した額になります。
また、父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、同居祖父母等の課税額を含めて算定します。
- 令和5年4月～8月は、令和4年度の課税額から算定し、令和5年9月～令和6年3月は、令和5年度の課税額から算定します。
- 町民税所得割の額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、及び住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額となります。
- 年齢は<入所年度初日現在>が基準になり、入所以降に誕生日を迎えても翌年3月まで年齢基準は変更になりません。

【利用者負担額の多子軽減について】

(A)の世帯の場合

- 所得割合算額が57,700円未満の世帯で、生計を一にする子どもにおいて第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- 所得割合算額が57,700円以上の世帯で、小学校就学前子どもにおいて兄姉が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、又は障害者通所施設等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

青森県保育料軽減事業

- 所得割合算額が57,700円以上の世帯で、保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降は(第4階層であり、所得割額が57,700円以上の場合)町基準額(②適用後)の3分の1が保育料となります。
(第5階層以上)【国基準額(②適用後)の1/2】に、【町基準額(②適用後)】と【国基準額(②適用後)の1/2の額】の差額の1/3を加算した額が保育料となります。

(B)の世帯の場合

- 所得割合算額が77,101円未満の世帯で、生計を一にする子どもにおいて第2子以降は無償となります。
- 所得割合算額が77,101円以上の世帯で、小学校就学前子どもにおいて兄姉が認定こども園・幼稚園・保育所に入園、又は障害者通所施設等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

青森県保育料軽減事業

- 所得割合算額が77,101円以上の世帯で、保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降は(第4階層であり、所得割額が77,101円以上の場合)町基準額(②適用後)の3分の1が保育料となります。
(第5階層以上)【国基準額(②適用後)の1/2】に、【町基準額(②適用後)】と【国基準額(②適用後)の1/2の額】の差額の1/3を加算した額が保育料となります。